

被災建築物応急危険度判定業務について

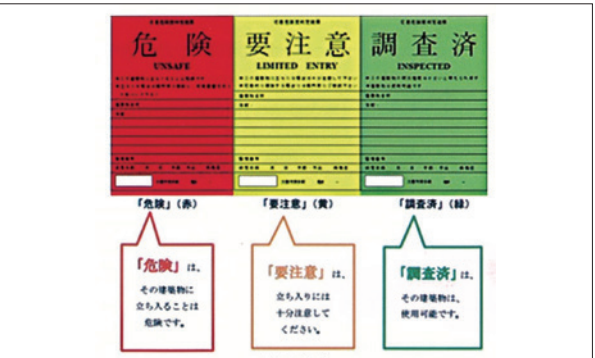
被災建築物応急危険度判定とは

被災建築物応急危険度判定は、大地震で被災した建築物に関して、人命にかかわる二次的被害を防ぐことを目的に実施するものです。余震などによる建物の倒壊や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定します。

判定結果は「赤（危険）」「黄（要注意）」「緑（調査済み）」の3段階。1棟ごとに調査し、出入口などの見やすい場所に判定結果を表示することで、

建築物の利用者や家屋の居住者だけでなく、付近を通行する歩行者などに対しても安全性に関する情報を周知しています。

判定するのは建築の専門家で、各都道府県知事の認定を受けた応急危険度判定士です。石川県は「石川県地震被災建築物応急危険度判定士講習会」を開催して育成に努めており、登録者向けのスキルアップセミナーも実施しています。



赤・黄・緑の判定を表示する紙



判定業務中の様子

石川県建築士事務所協会の取り組み

かほく市・内灘町を担当 3日間のべ62人が参加

令和6年能登半島地震は、マグニチュード7.6、最大震度7を記録し、奥能登を中心に被害は広範囲に及びました。松本事務局長に石川県から応急危険度判定の協力要請が届いたのは、地震発生からわずか1時間26分後のことです。「応急危険度判定は、県や市町が中心となって判定します。ですが、能登半島地震は県政史上経験のない災害です。業界挙げてのサポートが欠かせません」。佐藤和仁専務理事（ヒゲウコン建築事務所代表取締役）はこう話し、当協会では応急危険度判定の実施に向けて速や

かに態勢づくりをスタートしました。

1月5日には県や業界関係者が集まり、応急危険度判定業務実施協議を行い、当協会はかほく市・内灘町を担当することが決まりました。並行して、協会員向けに協力者を募集し、1月9日に参加希望者対象の説明会を開催。実際の判定業務は、1月10日にかほく市、17・18日の2日間にわたって被災建築物が多かった内灘町で実施し、3日間でのべ62人の協会員が被災エリアをくまなく見て回りました。



貼られた家屋



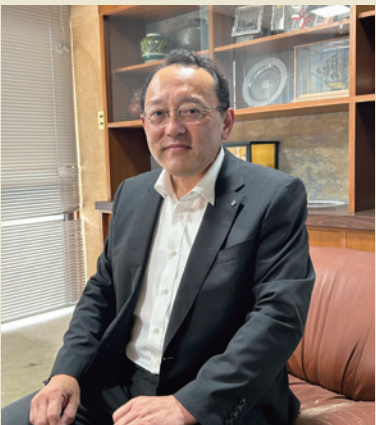
県との協議 or 協会主催の説明会の様子

深刻な液状化に対する 判定基準の統一に腐心

当協会が、かほく市・内灘町で判定した建物は合計●●●●棟に上ります。該当エリアは、深刻な液状化現象によって地盤が水平方向に動く側方流動が発生しました。「一見すると建物そのものの被害は小さく見えても、土地は大きく動いています。その危険度をいかに判定するかに頭を悩ませました」（佐藤専務理事）。プロでも判断に迷うケースが少なくなく、昼休憩時に県担当者も交えて意見をすり合わせるなど、判定基準の統一に注意を払ったといいます。

さらに、3日間に及ぶ判定業務を通して課題も見えてきました。その一つとして佐藤専務理事が指摘するのが、業界の連携強化です。「当協会も含め、県内にはさまざまな関連団体があります。普段から結び付きを深め、あらかじめ自治体と協定などを取り決めておくことで、万一の際により早く行動に移せるはずです」。業界を挙げた体制構築が求められています。

わたしが見た能登半島地震



佐藤 和仁

石川県建築士事務所協会専務理事
（株）ヒゲウコン建築事務所代表取締役

耐震化に向け、 一歩踏み込んだ取り組みを

私は、今回応急危険度判定を担当した内灘町に暮らしています。被害が大きかったのは西荒屋・室と言われる近隣の地区で、同じ町内でもほんの少し場所が違うだけで、こんなにも状況が異なるのかととても驚きました。

同時に、建築士として、地盤や構造の安全・安心を確保する大切さを、より一層強く感じているところです。当協会は、木造住宅の耐震診断を行っています。結果に基づき、耐震改修を実施するかどうかは施主の判断になりますが、経験したことのない災害を目の当たりにし、施工に関してもアドバイスするなど、協会としてより一歩踏み込んだ取り組みができないか、考えを深めていければと思っています。